

○総務省令第 号

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

総務大臣 山本 早苗

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第九号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法)

(地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法)

第一条 地方財政法(以下「法」という。)第三十三条の五の二第一項の額は、道府県にあつては第一号に掲げる額と、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

第一条 地方財政法(以下「法」という。)第三十三条の五の二第一項の額は、道府県にあつては第一号に掲げる額と、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

一 当該道府県の控除前財源不足額(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が同法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))をいう。以下この条及び第三条において同じ。)に当該道府県の次のイからホまでに掲げる数値を合算したものの五分の一の数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条及び第三条において「補正指数」という。)に別表第一のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二一四を乗じて得た率(ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。)を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)に、〇・九九四七四二五を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)

一 当該道府県の控除前財源不足額(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が同法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))をいう。以下この条及び第三条において同じ。)に当該道府県の次のイからホまでに掲げる数値を合算したものの五分の一の数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条及び第三条において「補正指数」という。)に別表第一のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二〇一九を乗じて得た率(ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。)を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)に、〇・九九一七六八八を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)

イ 平成二十八年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額

イ 平成二十三年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額

を地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

ホ 平成二十三年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十八号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

ロ 〇・八五とする。)

ホ 〇・八五とする。)

を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とす

を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とす

る。)

る。)

に、〇・九九四〇

に、〇・九七一〇

を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とす

を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とす

る。)

る。)

に、〇・八五とする。)

に、〇・八五とする。)

を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とす

を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とす

る。)

る。)

の間に差額があるときは、その差額を同号に掲げる額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3 一兆八千二百七十七億五千六百三十一万四千円と各市町村について第一項第二号に掲げる額（ただし、合併市町村（普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。）第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下同じ。）にあつては第二号の規定によつて算定した額とする。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

（合併市町村の特例）

第二条 「略」

2 合併関係市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第四項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に $\circ \cdot 二〇四二$ を乗じて得た率（ただし、当該率が $\circ \cdot 八五$ を超える場合は、 $\circ \cdot 八五$ とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に $\circ \cdot 九九四〇二五四$ を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

〔3 略〕

4 合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、平成二十八年四月二日から平成二十九年四月一日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項の市町村の合併（以下「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一条第一項第一号イからホまでに掲げる数値、平成二十七年四月二日から平成二十八年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号並びに第一条第一項第一号ロからホまでに掲げる数値、平成二十六年四月二日から平成二十七年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第二号並びに第一条第一項第一号ハからホまでに掲げる数値、平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一条第一項第一号ニ及びホに掲げる数値、平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一条第一項第一号ホに掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

一 平成二十八年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第 号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第八項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第四十一項、附則第十九条の十四の第二十一項、附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額を除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは

差額があるときは、その差額を同号に掲げる額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3 一兆六千六百七十八億九千九百六十六万六千円と各市町村について第一項第二号に掲げる額（ただし、合併市町村（普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。）第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下同じ。）にあつては第二号の規定によつて算定した額とする。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

（合併市町村の特例）

第二条 「同上」

2 合併関係市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第四項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に $\circ \cdot 一八四五$ を乗じて得た率（ただし、当該率が $\circ \cdot 八五$ を超える場合は、 $\circ \cdot 八五$ とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に $\circ \cdot 九七一〇一七二$ を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

〔3 同上〕

4 合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、平成二十七年四月二日から平成二十八年四月一日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項の市町村の合併（以下「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一条第一項第一号イからホまでに掲げる数値、平成二十六年四月二日から平成二十七年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号並びに第一条第一項第一号ロからホまでに掲げる数値、平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第二号並びに第一条第一項第一号ハからホまでに掲げる数値、平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一条第一項第一号ニ及びホに掲げる数値、平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一条第一項第一号ホに掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

〔新設〕

その端数を四捨五入する。）

二〇五 〔略〕

〔削る〕

(雑則)

第四条 この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の二に規定する平成二十九年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.5175	0.38295
同上0.20以上0.30未満のもの	1.0350	0.27945
同上0.30以上0.40未満のもの	2.1735	0.06215
同上0.40以上0.50未満のもの	3.4155	0.55895
同上0.50以上0.60未満のもの	5.1957	-1.44910
同上0.60以上0.70未満のもの	7.0380	-2.55448
同上0.70以上のもの	7.1415	-2.62698

別表第二

補正指数区分	率等					
	指定都市	中核市・ 施行時特例市		その他		
補正指数が0.10未満のもの	A 0.7433	B 0.5866	A 0.5657	B 0.1676	A 0.3771	B 0.1676
同上0.10以上0.20未満のもの	0.7433	0.5866	0.7333	0.1509	0.6411	0.1412
同上0.20以上0.30未満のもの	1.0778	0.5197	1.0475	0.0880	0.9050	0.0884
同上0.30以上0.40未満のもの	1.4866	0.3970	1.5713	-0.0691	1.3953	-0.0587
同上0.40以上0.50未満のもの	2.7874	-0.1233	2.5978	-0.4797	2.2626	-0.4056
同上0.50以上0.60未満のもの	3.9024	-0.6808	3.7291	-1.0454	3.2808	-0.9147
同上0.60以上0.70未満のもの	5.4261	-1.5951	5.8660	-2.3276	5.1956	-2.0636

二〇四 〔同上〕

五 平成二十三年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令(平成二十四年総務省令第七十一号)による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第十四項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

(雑則)

第四条 この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の二に規定する平成二十八年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.550	0.4070
同上0.20以上0.30未満のもの	1.100	0.2970
同上0.30以上0.40未満のもの	2.310	0.0660
同上0.40以上0.50未満のもの	3.630	0.5940
同上0.50以上0.60未満のもの	5.500	-1.5290
同上0.60以上0.70未満のもの	7.260	-2.5850
同上0.70以上のもの	7.920	-3.0470

別表第二

補正指数区分	率等					
	指定都市	中核市・ 施行時特例市		その他		
補正指数が0.10未満のもの	A 0.9244	B 0.6471	A 0.6240	B 0.1849	A 0.4160	B 0.1849
同上0.10以上0.20未満のもの	0.9244	0.6471	0.8088	0.1664	0.7072	0.1558
同上0.20以上0.30未満のもの	1.3404	0.5639	1.1555	0.0970	0.9983	0.0975
同上0.30以上0.40未満のもの	1.8488	0.4114	1.7332	-0.0763	1.5391	-0.0647
同上0.40以上0.50未満のもの	3.4665	-0.2357	2.8656	-0.5292	2.4959	-0.4473
同上0.50以上0.60未満のもの	4.8531	-0.9289	4.1135	-1.1532	3.6190	-1.0089
同上0.60以上0.70未満のもの	6.7481	-2.0659	6.4708	-2.5676	5.7312	-2.2762

同上0.70以上0.80未満のもの	6,8756	-2,6097	8,1705	-3,9408	7,8772	-3,9407
同上0.80以上0.90未満のもの	7,2472	-2,9071	8,1705	-3,9408	7,8772	-3,9407
同上0.90以上1.00未満のもの	7,2472	-2,9070	8,1705	-3,9408	7,9610	-4,0161
同上1.00以上のもの	7,2472	-2,9070	8,1705	-3,9409	7,9610	-4,0162

同上0.70以上0.80未満のもの	8,5506	-3,3277	9,0128	-4,3470	8,6893	-4,3468
同上0.80以上0.90未満のもの	9,0128	-3,6974	9,0128	-4,3471	8,6893	-4,3468
同上0.90以上1.00未満のもの	9,0128	-3,6974	9,0128	-4,3470	8,7817	-4,4300
同上1.00以上のもの	9,0128	-3,6974	9,0128	-4,3470	8,7817	-4,4300

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。